

昭和二十一年大蔵省・厚生省・農林省・商工省・
運輸省令第一号
会社経理応急措置法施行規則

第一条 会社経理応急措置法（以下単に法といふ。）第一条第一項の認可を受けようとする会社は、左に掲げる事項を記載した認可申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を経て、主務大臣に提出しなければならない。

二 会社の資本金額及び払込資本金額

三 会社の営む主な事業

四 法第一条第一項第一号但書の規定によつて、適用解除を受けようとする事由

五 法第一条第二項の期間経過後に申請する場合には、期間経過後に申請しようとする事由

六 その他参考となるべき事項

七 貸借対照表の資産の部に計上した令第二十五条に規定する在外資産の内訳明細書

八 金融機関経理応急措置法第二十七条に規定する金融機関に対する預金等につき、金融繫

急措置令施行規則第一条ノ一の規定による第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の明細書

八 指定時における債権及び債務に関する明細書

九 令第一条の規定により計算した積立金の内訳明細書

十 帳簿価額を以て記載した最近の財産目録

一一 会社は、左に掲げる事項を記載した指定申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を経て、主務大臣に提出しなければならない。

一二 会社の住所及び商号

一三 会社の営む主な事業

一四 法第一条第一項第一号但書の規定によつて、適用解除を受けようとする事由

一五 法第一条第二項の期間経過後に申請する場合には、前項各号に掲げる事項の外、左の各号に掲げる事項を前項の申請書に記載しなければならない。

一六 その他の参考となるべき事項

一七 請求者が会社の株主又は社員である場合に法第二条の規定によつて、会社の株主、社員又は債権者の請求に基いて申請するものである場合には、前項各号に掲げる事項の外、左の各号に掲げる事項を前項の申請書に記載しなければならない。

一八 請求者が会社の株主又は社員である場合に法第一条第一項第一号に規定する指定時は、法第二条の規定によつて、会社の株主、社員又は債権者の請求に基いて申請するものである場合には、前項各号に掲げる事項の外、左の各号に掲げる事項を前項の申請書に記載しなければならない。

一九 会社の資本金額及び払込資本金額

二〇 会社の営む主な事業

二一 会社の資本金額及び払込資本金額

二二 会社の営む主な事業

二三 会社の資本金額及び払込資本金額

二四 会社の営む主な事業

二五 会社の資本金額及び払込資本金額

二六 会社の営む主な事業

二七 会社の資本金額及び払込資本金額

二八 会社の営む主な事業

二九 会社の資本金額及び払込資本金額

三〇 会社の営む主な事業

三一 会社の資本金額及び払込資本金額

三二 会社の営む主な事業

三三 会社の資本金額及び払込資本金額

三四 会社の営む主な事業

三五 会社の資本金額及び払込資本金額

三六 会社の営む主な事業

三七 会社の資本金額及び払込資本金額

三八 会社の営む主な事業

三九 会社の資本金額及び払込資本金額

四〇 会社の営む主な事業

四一 会社の資本金額及び払込資本金額

四二 会社の営む主な事業

四三 会社の資本金額及び払込資本金額

四四 会社の営む主な事業

四五 会社の資本金額及び払込資本金額

四五 会社の営む主な事業

四六 会社の資本金額及び払込資本金額

四七 会社の営む主な事業

四八 会社の資本金額及び払込資本金額

四九 会社の営む主な事業

五一 会社の資本金額及び払込資本金額

五二 会社の営む主な事業

五三 会社の資本金額及び払込資本金額

五四 会社の営む主な事業

五六 会社の資本金額及び払込資本金額

五六 会社の営む主な事業

第六条 法第八条第三項の規定によつて、公証人の認証を受ける期間の延長を申請しようとする特別経理会社は、左に掲げる事項を記載した申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を経て、主務大臣に提出しなければならない。

一 会社の住所及び商号

二 会社の資本金額及び払込資本金額

三 期間延長を申請しようとする事由

四 その他参考となるべき事項

五 その他参考となるべき事項

六 その他参考となるべき事項

七 その他参考となるべき事項

八 その他参考となるべき事項

九 その他参考となるべき事項

一〇 その他参考となるべき事項

一一 その他参考となるべき事項

一二 その他参考となるべき事項

一三 その他参考となるべき事項

一四 その他参考となるべき事項

一五 その他参考となるべき事項

一六 その他参考となるべき事項

一七 その他参考となるべき事項

一八 その他参考となるべき事項

一九 その他参考となるべき事項

二〇 その他参考となるべき事項

二一 その他参考となるべき事項

二二 その他参考となるべき事項

二三 その他参考となるべき事項

二四 その他参考となるべき事項

二五 その他参考となるべき事項

二六 その他参考となるべき事項

二七 その他参考となるべき事項

二八 その他参考となるべき事項

二九 その他参考となるべき事項

三〇 その他参考となるべき事項

三一 その他参考となるべき事項

三二 その他参考となるべき事項

三三 その他参考となるべき事項

三四 その他参考となるべき事項

三五 その他参考となるべき事項

三六 その他参考となるべき事項

三七 その他参考となるべき事項

三八 その他参考となるべき事項

三九 その他参考となるべき事項

四〇 その他参考となるべき事項

四一 その他参考となるべき事項

四二 その他参考となるべき事項

第六条の二 法第八条の二の規定によつて、会社の新勘定から旧勘定への振替の認可を受けようとする特別経理会社は、左に掲げる事項を記載した申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を経て、主務大臣に提出しなければならない。

一 会社の住所及び商号

二 会社の資本金額及び払込資本金額

三 新勘定から旧勘定への振替の認可を受けようとする特別経理会社は、左に掲げる事項を記載した申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を経て、主務大臣に提出しなければならない。

四 新勘定から弁済しなければならない事由

五 その他参考となるべき事項

六 その他参考となるべき事項

七 その他参考となるべき事項

八 その他参考となるべき事項

九 その他参考となるべき事項

一〇 その他参考となるべき事項

一一 その他参考となるべき事項

一二 その他参考となるべき事項

一三 その他参考となるべき事項

一四 その他参考となるべき事項

一五 その他参考となるべき事項

一六 その他参考となるべき事項

一七 その他参考となるべき事項

一八 その他参考となるべき事項

一九 その他参考となるべき事項

二〇 その他参考となるべき事項

二一 その他参考となるべき事項

二二 その他参考となるべき事項

二三 その他参考となるべき事項

二四 その他参考となるべき事項

二五 その他参考となるべき事項

二六 その他参考となるべき事項

二七 その他参考となるべき事項

二八 その他参考となるべき事項

二九 その他参考となるべき事項

三〇 その他参考となるべき事項

三一 その他参考となるべき事項

三二 その他参考となるべき事項

三三 その他参考となるべき事項

三四 その他参考となるべき事項

三四 その他参考となるべき事項

三五 その他参考となるべき事項

三六 その他参考となるべき事項

三七 その他参考となるべき事項

三八 その他参考となるべき事項

三九 その他参考となるべき事項

四〇 その他参考となるべき事項

四一 その他参考となるべき事項

四二 その他参考となるべき事項

三 特別管理人の選任されていない事由
四 処分しようとする財産の種類及びその財産
目録に記載した価額

五 財産処分の方法

六 財産を譲渡又は貸貸しようとする場合に

は、譲渡又は貸貸の相手方並びに譲渡価額又

は貸料

七 財産を質権又は抵当権の目的としようとする場合には、当該質権又は抵当権によつて担保せられる債権の債権者及び債権額又

八 当該財産の処分によつて得べき資金の使途

九 当該財産の処分を必要とする事由

十 その他参考となるべき事項

第二十二条 この省令によつて主務大臣に提出する申請書その他の書類は、主務大臣連名宛に、主務大臣の数に二を加へた数に相当する通数を作成しなければならない。

旧昭二十年勅令第六百五十七号第一条ノ二に規定する指定会社については、第八条乃至第十二条及び第二十条の規定による申請書その他の書類に、英文四通を添附しなければならない。

第二十三条 前条第二項に規定する会社の提出する申請書その他の書類には「制限会社」と朱書きなければならない。

第二十四条 法第二十五条第三項の規定による証票は別表の様式による。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二二年一月七日大蔵省・厚生省・農林省・商工省・運輸省令第三号)

この省令は、企業再建整備法の施行の日から、これを適用する。

附 則 (昭和二三年七月二九日法務府・大蔵省・厚生省・農林省・商工省・運輸省令第一号)

この命令は、公布の日から、これを施行する。但し、会社経理応急措置法施行規則第六条の規定は、昭和二十一年八月十一日から、これを適用する。

附 則 (昭和二六年六月三〇日法務府・大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号) 抄

1 この命令は、昭和二十六年七月一日から施行する。

(別表)

(裏面)	
会社経理応急措置法第二十五条 主務大臣は、必要があると認めるときは、特例審議会に對して、監督官に必要な命令を下すことができる。	
主務大臣は、この法の施行に関し、必要なと認めたときに、監督官に審議の件を報告させ、又は当該監督官に審議の件を報告させることとする。	
主務大臣は、前項の規定によつて、監督官吏が検査するときに、命令の定めるところにより、その部分を示す証票を携帯せねばならない。	
会社経理応急措置法第三十一条 第二十一条第二項の規定による報告をせず、又は偽の報告をした者は、一年以下の罰金又は一ヶ月以下の罰金に処する。同項による検査を拒み、妨げ又は犯した者も同様である。	
昭和 年月 日交付	官 氏 名
省	